

地域振興整備事業の御案内

～県企業局が市町の地域振興や企業の事業展開をサポートします～

静岡県企業局は、公共の福祉の増進や地域振興に寄与することを目的に、市町との協働・連携を図りながら、工業用地造成をはじめとする地域振興整備事業を実施し、市町の取組や企業の事業展開を支援します。

1 事業の内容

県企業局は、地域振興に資するため、市町と連携し多彩な造成方式によって、次の用地造成事業を実施します。

(1) 造成できる用地

県条例・規則等で定めています。

主なもの

- 工業用地
 - 公共施設用地
 - 流通業務用地
 - その他管理者が別に定める用地(*)
- *産業観光施設用地、陸上養殖施設用地、植物工場用地

(2) 方式

オーダーメイド方式

進出企業に合わせた用地造成

- ・進出企業確定後に事業着手
- ・企業の要望にきめ細かく対応

セミ・オーダーメイド方式

市町が買取保証する用地造成

- ・市町が造成用地を買い取ることで、早期の事業着手
- ・多様な区画の確保が可能
- ・景観・環境へ配慮

セミ・レディーメイド方式

用地先行型の用地造成

- ・一定期間経過後の未分譲区画を市町が取得
- ・景観・環境へ配慮
- ・比較的財政規模の小さい市町でも早期の事業着手可能

2 事業のメリット

◎ 進出企業等（分譲先）にとって

- ・高品質な用地造成 … 豊富な実績とノウハウによる造成
- ・迅速な事業化 … 県企業局・市町の連携による土地利用調整、用地提供者への所得控除などによる迅速な事業化
- ・ニーズへの対応 … 区画面積等企業等の意向を踏まえた造成計画（オーダーメイド方式）
- ・適正な分譲価格 … 地方公営企業による造成・分譲

◎ 地元市町にとって

- ・開発可能性調査への支援 … 市町の調査に対する助成（補助率 1/2）、調査に対する指導・助言
- ・誘致活動への支援 … 県の企業誘致部門との緊密な連携 等

（裏面へ）